

保存種別 第1種

各管区警察局長
警視総監
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丙運発第58号
平成11年11月1日
警察庁交通局長

違反等登録の迅速処理について

みだしのことについては、「点数制度による行政処分事務に関する事務処要領について」（平成11年11月1日付け警察庁丙運発第57号）をもって通達しているところであるがこの通達によるほか、違反等登録の迅速処理について適正な運用を、以下の通り定め、実施することとしたので遺憾のないようにされたい。

記

1 違反等登録票の送達期限

警察署、交通機動隊等（以下「警察署等」という。）から違反等登録票を都道府県警察本部（行政処分担当課）に送還する期限は、ひき逃げ交通事故事件等特殊のものを除き、原則として次のとおりとすること。

- (1) 交通切符、交通反則切符及び乗車用ヘルメット着用義務違反点数切符に係る違反等登録票については、違反の翌日から5日以内
- (2) 人身交通事故に係る事故登録票及びその他の違反等登録票については、事故発生又は違反の翌日から10日以内

2 送付状況の掌握

警察署等からの違反等登録票の送付は、違反（事故発生）日及び登録票送付日を明記した送付書により行うとともに、警察本部受理日を明確にし、違反等登録票の送付所要日数を常時掌握する方策を講ずること。

3 迅速処理の指導

警察本部は、違反等登録票の送付状況を月ごとにとりまとめ、送達期限の励行及び違反等登録票の適正な作成方について警察署等の指導を行うとともに、仮停止制度の積極的適用の指導及び意見の聴取日を早期に指定する準仮停止制度又は登録を早期に行う要急登録制度等のいわゆる迅速処理方式の採用に努めること。

4 送付方法等の改善、整備

違反等登録票の送達が期限内に行われ、かつ、登録事項の入力及び送信が

速やかに行われるようてい送の方法及び入力、送信の体制の改善、整備を図ること。

5 留意点

上記の措置をとるに際しては、警察署等の登録票作成責任者及び審査責任者並びに警察本部の行政処分書点検責任者及び登録審査官の権限と責任を明確にし、違反等登録票の作成、審査が適切さを欠くことのないよう留意すること。